

建設リサイクル法に関するQ & A

Q 1 対象建設工事でなかった工事が、変更等により対象建設工事となった場合はどうすればよいのか？

A 1 工事の規模が建設工事の規模に関する基準以上となることがわかった時点、あるいは特定建設資材の使用が判明した時点で速やかに届出を行う必要があります。なお、この場合、工事を一時中止する必要はありません。

Q 2 対象建設工事の工事の契約前に届出を提出してもいいのか？

A 2 届出書には、対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記載することとなっていますが、契約を締結していない段階では元請事業者は存在しないので、元請事業者について記載することができません。このため、工事の契約前に届出書を提出することはできません。

Q 3 届出の対象となる建築物に係る新築工事等及び建築物以外のものに係る新築工事等を同時に行う場合、いずれの届出も必要か？

A 3 必要となります。なお、様式第一号の届出書については、各々の工種で分けて提出しても構いませんし、一括して提出することも可能です。一括して提出する場合は、届出書以外の別表等の添付書類については、各々の工種ごとに添付する必要があります。

Q 4 届出書に添付する建物の写真はストリートビューから印刷したものでもよいのか？

A 4 届出時での現地の状況と相違がなければ可とします。

Q 5 石綿等が含まれている建築物の解体について、リサイクル法の届出以外に必要な届出はあるのか？

A 5 吹付け石綿、石綿含有断熱材等（レベル1、2）が使用されている建築物の解体を行う場合、大気汚染防止法等に基づく届出が必要となります。詳しくは埼玉県にお問い合わせください。